

○大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例

昭和五十六年三月三十一日

大分県条例第十八号

大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例

(設置)

第一条 林業技術の改善及び林業経営の合理化に資するため、林業に関する研修教育を行うとともに、林業後継者、林業従事者等の利用に供する施設として、大分県林業研修所(以下「研修所」という。)を設置する。

(位置)

第二条 研修所は、由布市湯布院町川北八百九十九番地九十一に置く。

(昭六三条例二七・平一七条例三・一部改正)

(指定管理者による管理)

第二条の二 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、研修所の管理に関する業務を行わせることができる。

(平一七条例三八・追加)

(指定管理者が行う業務)

第二条の三 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 一 研修所を利用した研修教育に関する業務
- 二 研修所の建物及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- 三 研修所の利用の許可に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

(平一七条例三八・追加)

(管理の基準)

第二条の四 指定管理者は、次に掲げる基準により、研修所の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 研修所の建物及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- 三 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(平一七条例三八・追加)

(利用の許可)

第三条 研修所を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をするに当たっては、利用範囲、利用期間その他研修所の利用に関し必要な条件を付けることができる。

(平一七条例三八・一部改正)

(許可の取消し等)

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項の許可を取り消し、利用を停止し、又は同条第二項の条件を変更することができる。

- 一 前条第一項の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 利用者が、前条第二項の条件に違反したとき。
- 三 その他知事が特に必要があると認めたとき。

2 知事は、前項の規定による許可の取消し等によつて利用者が受けた損失については、補償しない。

(使用料)

第五条 利用者(県が実施する林業に関する研修教育に係る利用者を除く。)は、大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

(平一七条例三八・一部改正)

(損害賠償)

第六条 利用者は、研修所の建物及び設備を故意又は重大な過失により損傷し、又は滅失した場合は、知事の認定により、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、研修所の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一五条例二三・旧第七条繰下、平一七条例三八・旧第八条繰上)

附 則

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和六三年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年条例第二三号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一七条例第三号)

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則(平成一七条例第三八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例第四条、大分県営国民宿舎等の設置及び管理に関する条例第五条、大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県社会福祉介護研修センターの設置及び管理に関する条例第五条、大分県母子福祉センターの設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県身体障害者更生援護施設の設置及び管理に関する条例第二条の二、大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例第四条、大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例第二条の二、大分県緑化センターの設置及び管理に関する条例第四条、大分県県民の森における公の施設の設置及び管理に関する条例第十条、大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例第五条、大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例第十条、大分県港湾施設管理条例第二十三条、大分県都市公園条例第十四条、大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例第六十八条及び大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例第十三条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。